陳情第12	7号	受理年月日	平成31年3月27日
付託委員会	総務財政委員会		
件名	辺野古新基地建設の即時中止と、普天間基地の沖縄県		
	外、国	国外移転につい	て、国民的議論により、民主主義
	及び類	憲法に基づき公	こに解決するべきとする意見書
	の採払	尺について	

要旨

2019年2月、沖縄県による辺野古新基地建設に伴う埋め立ての賛否を問う県民投票で、投票総数の7割以上が反対の意思を示した。

今回県民が直接民主主義によって示した民意は決定的である。これまで県知事選で重ねて示されてきた民意と合わせ、政府及び日本国民は、民主主義にのっとり、沖縄県民の民意に沿った解決を緊急に行う必要がある。

日米安保条約に基づき、米軍に対する基地の提供が必要であるとしても、それは本土、日本国民が全体で負担すべきものであり、歴史的、構造的に過剰な負担が強いられ続ける沖縄に、なお民意を無視し新基地を建設することは明白な差別である。国家の安全保障に関わる重要事項だというのであれば、なおのこと民主主義及び憲法にのっとった公正な手続きを踏んだ解決を図ることを求める。

沖縄は幸福追求権などの基本的権利から遠く、平和的生存権さえ脅かされ続けている。このことは、1945年の本土防衛と位置づけられた沖縄戦、1972年の日本復帰後も変わらぬ過重な米軍基地負担という歴史的経緯、たび重なる米軍及び米軍属による事件、事故などからも明らかである。

国連の人権理事会及び人種差別撤廃委員会も、沖縄の基地に関する問題を断続的に取り上げており、特に人種差別撤廃委員会は、2010年、沖縄における軍事基地の不均衡な集中は、住民の経済的、社会的及び文化的権利の享受に否定的な影響があるという現代的形式の差別に関する特別報告者の分析を改めて表明するとの見解を示している。

政府は、専ら本土の理解が得られないという不合理な区分により、辺

野古が唯一と繰り返し、同じ沖縄の辺野古に新基地の建設を強行していることは、憲法13条の幸福追求権や平和的生存権を侵害し、憲法14条の定める法の下の平等に反する。

ついては、北九州市議会において次のとおり採択し、別紙意見書を国 及び衆議院、参議院に提出していただきたい。

記

- 1 辺野古新基地建設工事を直ちに中止し、普天間基地を運用停止にすること。
- 2 全国の市民が、責任を持って、米軍基地が必要か否か、普天間基地の代替施設が日本国内に必要か否か当事者意識を持った国民的議論を行うこと。
- 3 国民的議論において普天間基地の代替施設が国内に必要だという結論になるのなら、沖縄の歴史及び米軍基地の偏在に鑑み、沖縄以外の全国の全ての自治体を等しく候補地とし、民主主義及び憲法の規定に基づき、一地域への一方的な押しつけとならないよう、公正で民主的な手続きにより解決すること。